

《Ⅶ. 70歳から74歳までの方について【前期高齢者】》

65歳以上75歳未満の方は、前期高齢者と呼びます。そのうち、70歳以上の方については医療機関等を受診する際に本組合が交付します「高齢受給者証」と「被保険者証」を窓口で提示いただくことにより、高齢受給者証に記載された一部負担金割合が適用されます。

※ 65歳から69歳までの方も前期高齢者ですが証の交付はなく、従来どおり「被保険者証」のみを提示し受診していただきます。

1. 医療機関で受診するとき

医療機関等で受診する際には、「高齢受給者証」と「被保険者証」を一緒に窓口で提示してください。

「高齢受給者証」に記載の一部負担金割合分をお支払いください。

2. 高齢受給者証の交付について

本組合から70歳以上75歳未満の被保険者の方へ「高齢受給者証」を交付します。ただし、「高齢受給者証」は課税所得により負担金割合が異なるため所得調査を行い、所得確認後交付します。

所得区分	負担金割合
現役並み所得者	3割
一般 低所得Ⅱ 低所得Ⅰ	2割

○所得区分について

1) 判定対象について

- ① 同一世帯の70歳以上75歳未満の前期高齢者
- ② 同一世帯の後期高齢者医療広域連合の被保険者

(ただし、後期高齢者医療広域連合へ移行した日に歯科医師国保に加入していた方のみ)

【現役並み・一般所得者】

上記①に該当する方のうち一人でも住民税の課税所得額が145万円以上の場合、その世帯に属する被保険者全員が現役並み所得者です。ただし、①の収入額が520万円（一人の場合は383万円）に満たない旨を届け出た場合には、所得区分が一般になります。また、①に該当する方が1人であり、①、②の収入額が520万円に満たない旨を届け出た場合も、所得区分は一般になります。

上記①に該当する方全員の住民税の課税所得額が145万円未満であり住民税課税である場合の所得区分は一般です。

【低所得Ⅱ】

組合員および本組合加入の世帯全員が住民税非課税の方

【低所得Ⅰ】

組合員および本組合加入の世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得が0円の方

3. 高齢受給者証の更新

高齢受給者証は毎年8月更新となります。

前年の所得を調査後、新たな「高齢受給者証」を7月下旬ごろ送付いたします。

※高齢受給者証を交付するためには、必ず所得の調査が必要となりますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。